予防訴訟東京高裁判決に抗議し、東京都に「日の丸・君が代」の 強制中止を求める声明

2011年1月28日、東京高等裁判所第24民事部(都築弘裁判長)は、都立学校の教職員らが卒業式等の式典において「日の丸」に向かって起立し「君が代」を斉唱する義務及びピアノ伴奏をする義務のないことの確認、不起立・不斉唱・ピアノ伴奏拒否を理由とする不利益処分の差止め並びに損害賠償を求めた訴訟(いわゆる「予防訴訟」)について、「日の丸・君が代」の強制は違憲・違法であると断じ原告らの請求を認容した原判決を覆し、一審原告らの請求をいずれも斥ける判決を言い渡した。

東京都教育委員会は、2003年10月23日付通達(いわゆる「10・23通達」)及び職務命令により、教職員に起立斉唱及びピアノ伴奏を義務づけ、以降、これに違反した教職員に対して減給、停職を含む懲戒処分を繰り返してきた。教育現場におけるこのような「日の丸・君が代」の一律の強制は、教育基本法の禁じる「不当な支配」に当たり、また、教職員一人ひとりの思想・良心の自由、教育の自由等を侵害することになるととともに、生徒の思想・良心の自由をも侵害するものである。

ところが、本判決は、義務不存在確認及び差止めの請求について、訴えの利益がないなどとして訴えを却下した。また、 $10\cdot23$ 通達及び職務命令は、必要性と合理性が認められるから「不当な支配」に当たらず、自らの考えが誤りである旨の発言を強制する場合などとは異なり直接的に教職員の歴史観等を否定するものでもないから憲法19条にも反しないとして、損害賠償請求を棄却した。

本判決は、権力が教育に介入することに対する危機意識を余りに欠き、教育現場における上からの 統制がもたらす子どもたちへの悪影響から目を逸らすものであり、到底容認できない。また、本判決 が、思想・良心に反して起立・斉唱を強制される教職員の苦痛に思いを致さず、思想・良心の自由の 保障を極めて狭く限定して解釈したことは、少数者の人権を顧みないということであり、憲法の番人 たる裁判所の使命を放棄したものというほかない。

私たち自由法曹団は、この不当な東京高裁判決に強く抗議するとともに、東京都が直ちに「日の丸・君が代」の強制をやめ、教職員に思想・良心の自由が保障され、真に子どもたちのための自由な教育が取り戻されることを強く求めるものである。

2011年1月31日

 自
 由
 法
 曹
 団

 団
 長
 菊
 池
 紘

 自
 由
 法
 曹
 団
 東
 京
 支
 部

 支部長
 藤
 本
 齊